

知人訪問（三親等を越える親族を含む）

知人訪問を目的とした短期滞在査証

日本に居住する知人を訪問する場合（三親等を越える親族も知人に含まれます）。

番号	必要な書類/証拠	詳細	チェック	
			原本	コピー
1	パスポート	パスポートに要署名があることを確認してください。		
2	査証申請書 使用済みの日本国査証が旅券上にある場合、以下の(4)と(5)は不要	申請者の署名（申請者が未成年または障害のある場合は、申請者に代わって保護者が署名できます）。		
3	写真1枚	6ヶ月以内に撮影されたカラー写真。 (4.5 cm x 3.5 cm、背景なしの鮮明な画像)		
4	パスポートの顔写真のページカラーコピー			
5	使用済みの日本ビザのカラーコピー1枚（ある場合）			
6	出生証明書 (PSA で1年以内に発行されたもの) (使用済みの日本国査証が旅券上にある場合、不要)	・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書。 ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）。 ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書。		
7	婚姻証明書 (既婚者のみ。PSA で1年以内に発行されたもの) (使用済みの日本国査証が旅券上にある場合、不要)	・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書。 ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書。		
申請人が費用を一部又は全部負担する場合				
8	預金残高証明書	過去 6 か月間の平均日次残高（ADB）が示されていない場合は、過去 6 か月間の取引を証明する銀行取引明細書を提出する必要があります。		
9	納税証明書 (フィリピン内国歳入局指定様式。写し可)	*フォーム 2316 には、雇用者と従業員の署名が必要です。 * 事業主の場合は、BIR納税証明書フォーム（コピー可）に加えて、実際の税金の支払いの証明を提出する必要があります。		
日本側で用意する書類				
10	招へい理由書	申請人との関係を詳細に記載。別紙使用可。		
11	滞在予定表			

12	住民票 (知人及び身元保証人のもの)	・世帯全員分、かつ、記載事項の省略のないもの（ただし、個人番号と住民票コードの記載のないもの）。 ・知人又は身元保証人が外国籍→在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面）。		
日本在住の身元保証人が費用を一部又は全部負担する場合				
13	身元保証書			
14	書類のいずれか 1 点（複数提出も可。 源泉徴収票及び確定申告書控は不可）	所得証明書		
		（総所得額の記載のある）納税証明書		
		預金残高証明書		
15	知人関係 (又は三親等を越える親族関係) を証明する資料	・知人の場合→写真、E メール写し、送金（送品）控、パスポート写し等。 ・三親等を越える親族の場合→出生証明書、婚姻証明書、戸籍謄本等。		
16	申請者全員の名前が記載された委任状	家族の場合：家長による署名 インセンティブグループの場合：会社の代表による署名 パッケージツアーの場合：ツアー会社の代表による署名		
17	社員証	指名された代表者による申請の場合		
18	その他			

- ☐ 上記のすべてのチェックマークを付けた書類および/または記載した書類を提出したことをここに認めます。故意または過失による虚偽の書類または不正確な記載はビザの拒否につながる可能性があり、ビザの発行（その条件が与えられる場合）は、フィリピンの日本大使館の独自の裁量に委ねられます。
- ☐ パスポートを除く上記で提出されたすべてのサポート文書は、ビザ審査後に返却できないことを理解しました。
- ☐ 上記のチェックリストに従ってすべての書類を提出したとしても、日本大使館が上記に記載されていない追加書類を要求する可能性があることを理解しました。

申請者署名 _____

日付 _____ / _____ / _____

VFSスタッフ署名 _____